

## 令和4年度食の安全・安心確保のための監視指導計画(案)に対する意見募集の結果について

- 1 意見募集期間 令和4年2月10日(木)から3月11日(金)  
 2 意見募集計画 (1) 令和4年度三重県食品監視指導計画  
 (2) 令和4年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画

3 お寄せいただいたご意見等 5件

(1) 令和4年度三重県食品監視指導計画(案)に対する意見及び県の考え方

整理番号	該当項目	意見	県の考え方	担当課
1	I 組織体制 3 食品衛生監視員等の育成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県や市町職員の業務負担が高まっている中ではありますが、組織体制の強化は重要です。食品衛生監視員の体制確保と、最新の知識や技術の習得によるスキルアップを図るための教育訓練を行ってください。	三重県では各保健所及び食肉衛生検査所等に約70名の食品衛生監視員を配置していますが、引き続き体制の充実を目指して人員の確保に努めていきます。また、経験年数に応じた内部研修の開催や業務に関連する外部研修への派遣等による人材育成にも取り組みます。なお、人材育成については、新型コロナウイルス感染症の拡大下においても、受講可能なオンライン研修の活用等により行います。	食品安全課
2	II 施設の衛生監視と食品検査に関する取組 1 監視指導に関する事項	カンピロバクターによる食中毒の発生で、厚生労働省によると市販された鶏肉の6割以上からカンピロバクターが検出されたという報告もあります。 十分に加熱されていない鶏肉を食べることで食中毒症状だけでなく数週間後にギランバレー症候群を引き起こすこともあると聞いています。近年、家庭での「とりハム」や「サラダチキン」等の低温調理も気になります。 消費者に対する食肉の生食に関する注意喚起を進めてください。また、アニサキスによる食中毒についても軽視できません。生鮮魚介類の取扱施設への監視を強化していただき、HACCPに沿った適切な衛生管理の状況確認を実行してください。	カンピロバクター食中毒やアニサキス食中毒は営業施設に限らず家庭でも多く発生していることから、引き続き、チラシやホームページ、出前トークなど多様な方法を活用して情報発信を行います。また、食品関連事業者に対しては、講習会や監視の機会を通じた指導を行います。	食品安全課

整理番号	該当項目	意見	県の考え方	担当課
3	II 施設の衛生監視と食品検査に関する取組 1 監視指導に関する事項 2 食品等の試験検査に関する事項	令和3年度は、県内で国体等が開催されることから弁当調整施設および宿泊施設の試験検査を積極的に実施されましたが、令和4年度の食品監視指導計画案からは削除されています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、お弁当等テイクアウトの需要が見込まれます。弁当調整施設等への試験検査の継続を行ってください。また、「はちみつ」への除草剤成分「グリホサート」の残留農薬数値が問題となっています。「はちみつ」は、収去検査による残留動物用医薬品検査だけでなく残留農薬についても検査を行ってください。	弁当製造施設や宿泊施設については、大規模な食中毒のリスク等を考慮し、観光地対策や一斉取締り等の中で継続的な試験検査や監視指導を行います。また、新たにテイクアウトや弁当の販売を始める飲食店に対しても、必要な助言、指導を行います。 収去検査の検査内容については、県内で流通する食品の安全性確保に資するよう、違反事例や社会情勢等を踏まえ、引き続き、検討していきます。	食品安全課
4	食の安全・安心の相互理解に関するリスクコミュニケーションについて (該当項目) VI 食の安全・安心の相互理解に関する取組 2 リスクコミュニケーションに関する事項	食の安全を構築していくことは、消費者にとって暮らしの基礎となる重要な課題です。消費者や、生産者、食品等事業者との連携をより強化し、食中毒の予防や食品衛生、食品の適正表示等に関わり正確な情報の発信や意思疎通、情報共有を一層充実させてください。また、ネオニコチノイド系の薬害は農家も知るところであり、自家用の野菜や茶には散布しない方達もいます。見栄えを求める消費者側の問題もありますが、オーガニック栽培が大きな流れとなっていくよう コンパニオンプランツや農業用肥料コーティング剤の海洋流出に関しマイクロプラスチックごみをテーマとしたリスクコミュニケーションも進めてください。	食品関連事業者には講習や監視の機会を捉えて注意喚起を行うとともに、消費者には食品衛生月間や出前トーク等の機会を通じて、積極的な啓発を行います。 また、国は令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」において化学農薬の使用量の削減、有機農業の取組面積の拡大等を目指すとしており、県でもこれらに係る取組や農業生産におけるプラスチック問題への対応は重要と考えておりますので、関係団体と連携した講習会の開催やホームページなど多様な方法を活用して、食の安全・安心に係る生産者や消費者とのリスクコミュニケーションに取り組めます。	食品安全課 農産園芸課 農産物安全・流通課
5	食品の適正表示に関する取組について (該当項目) V 食品の適正表示に関する取組 2 監視指導に関する事項	食品表示法は、消費者に食品選択の目安となる情報を正確に分かりやすく伝えるように施行されたものです。しかしながら、アサリやワカメ、ウナギなどの産地擬装が絶えません。事業者が正しい表示を行うよう監視指導と買い上げ検査でのDNA検査の増強、トレーサビリティ制度の確立を進めてください。	令和4年4月から新たな加工食品の原料原産地表示が義務化されることから、適切な表示が行われるよう、引き続き監視指導を行います。また、広域に流通する食品については、国と連携し、対応します。 トレーサビリティ制度の拡充については、機会を捉えて国へ要望を行います。	食品安全課

(2) 令和4年度三重県農畜産物安全確保視指導計画(案)に対する意見の概要及び県の考え方  
意見なし